

第54回国立大学法人神戸大学学長選考会議（書面審議）議事要録

1. 審議期間 平成30年5月29日（火）から平成30年6月6日（水）まで
2. 委 員 佐藤委員、天野委員、小林委員、坂田委員、阪本委員、高士委員、寺島委員、森口委員、櫻井委員、岡田委員、中村委員、上林委員、福山委員、富山委員、玉置委員、濱口委員
3. 議 題 (1) 所信表明書に記載する事項について
(2) 学長選考に関する情報の発信について
4. 資 料 資料1 …… 所信表明書に記載する事項（最終案）
資料2－1 …… 所信表明書に記載する事項（案）に対する意見
資料2－2 …… 所信表明書に記載する事項（案）
(H30.5.10学長選考会議審議了承)
資料3 …… 「所信表明書に記載する事項の決定について」に係る
ホームページの掲載（案）

5. 審議結果
(1) 所信表明書に記載する事項について
配付資料1～2-2
承認する 15人
承認しない 0人
承認、不承認の表記なし 1人

《委員からの主な意見及び回答》

○最終案は、「所信表明書に記載する事項」というより、「所信表明の定義」を述べているように感じます。特に「神戸大学が当面している問題点に関する認識と、望ましい未来像への見解」の部分は抽象的で、「神戸大学」とは具体的に誰を指しているのか判然としません。今回の意見が主張するように具体的な論点に触れることを強いる必要はないと思いますが、所信表明書が「有意義な意向投票に欠くことのできない資料」であることに鑑みれば、最小限の修正として、「神戸大学が当面している」の部分を、「神戸大学及びその構成員が当面している」のように神戸大学の内実をより具体化することは考慮に値するのではないのでしょうか。

→「構成員が当面している問題点」という一文については、教職員組合の意見をくみ取った配慮のあるご意見かと思いますが、そこでは、構成員個人が当面している問題点を認識することとなり、結局、教職員組合から提出されたような個別具体的なものについて認識し、所信表明を行っていただくこととなってしまいます。

また、学長選考会議が責任を持って学長候補者を選考するために、神戸大学が「当面して

いる問題点に関する認識」を表明していただくのですから、候補者の方がどの点に重きを置いて神戸大学の問題点を認識されているかも、選考のための重要な判断材料になると思います。仰るように具体的な尋ね方をするのも一つの方法だとは思いますが、具体的な尋ね方をするということは、回答を誘導する側面もあり、最初の段階では、ご認識について限定せずにお尋ねして、問題点をきちんと把握されているかどうかを学長選考会議が確認する方が良いと考えます。

※主な意見に対する回答は、学長選考会議副議長と検討済み

(2) 学長選考に関する情報の発信について

配付資料3

承認する	16人
承認しない	0人

《委員からの主な意見及び回答》

○資料3の「記」の第2パラグラフの内容との関係で、資料2-1を学内に公表すべきではないかとも思われますが、どのようにお考えでしょうか。

→今回資料2-1で配付しました所信表明書に記載する事項(案)に対する教職員組合からの意見については、「所信表明書に記載される内容は、神戸大学の現状認識と具体的提言を含む未来像への見解が含まれたものであることが望ましい」ということを念頭に総務課で内容を確認した結果、本意見が学長候補者への個別具体的な質問事項であると考えられ、今回の所信表明書に記載いただく事項ではないと判断し、これを学長選考会議の委員に審議いただくこととしました。

さて、頂戴した資料2-1を公表することについてですが、本意見が学長選考会議が求めている趣旨を十分伝えきれていないことからくる理解不足につき、提出されたものと思われるので、それを公表することは、かえって意見を提出してくれた教職員組合に対し、学内においてマイナスの印象を持たれることが懸念されますので、公表を差し控えたいと考えおります。

なお、本意見については、おって募集する「学長候補者への学内から質問事項」に併せ、学長候補者へ送付及び公表することとします。

次に、本件に関連し、5月10日の学長選考会議時に委員から所信表明書に記載する事項を学内に求めることの是非について議論の要請がありましたので、今回の学長選考終了後に他の課題と合わせて、検討を行う必要があると考えております。

※主な意見に対する回答は、学長選考会議副議長と検討済み

(3) 議題1及び2に関して、原案の修正を議長に一任することについて

承認する	16人
承認しない	0人